

第 I 部 總 論

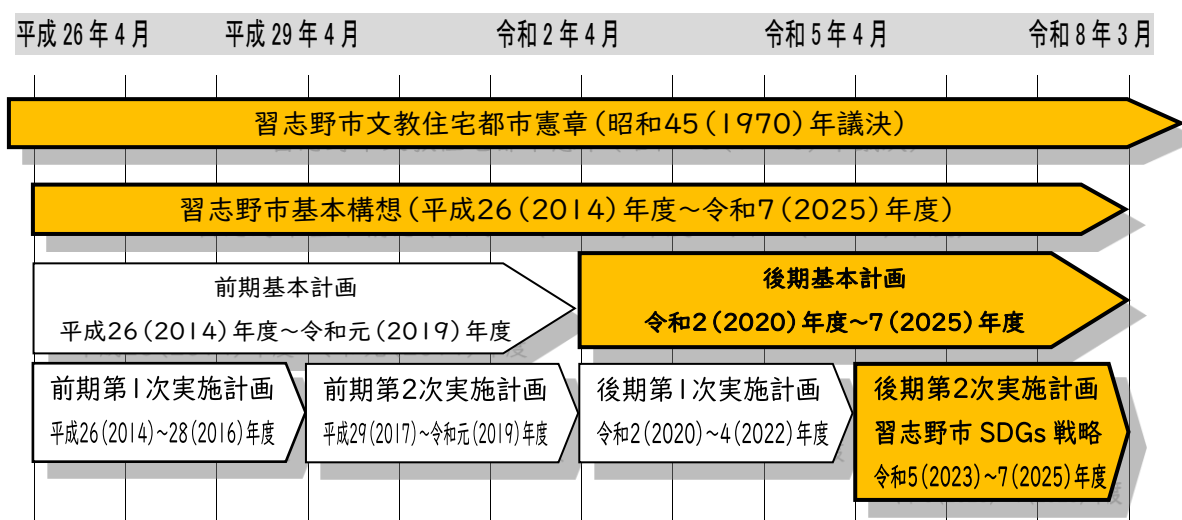
習志野市後期第2次実施計画について

1 習志野市の計画体系

習志野市の計画体系は、まちづくりの基本理念である「文教住宅都市憲章」を頂点として、基本構想、基本計画、実施計画から構成されています。

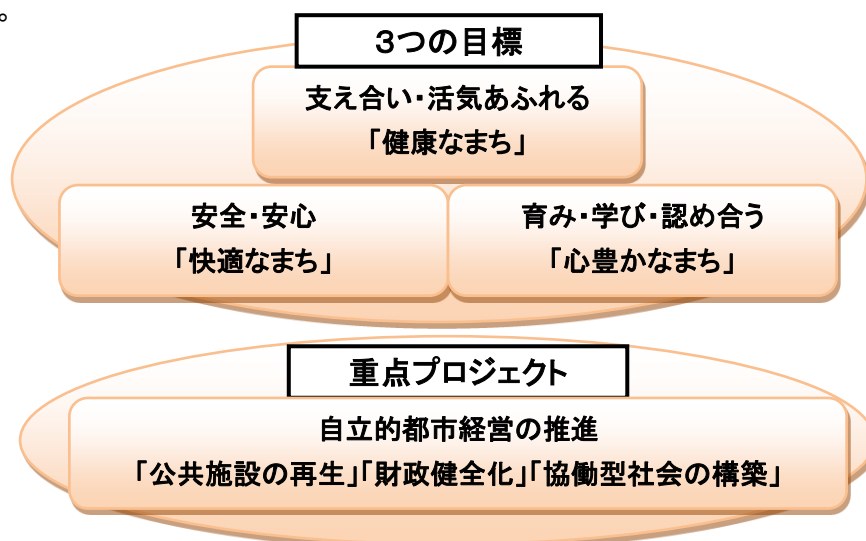
習志野市基本構想は、目標年度を令和7(2025)年度までとし、基本計画は、前期基本計画を平成26(2014)年度～令和元(2019)年度、後期基本計画を令和2(2020)年度から令和7(2025)年度の各6年間としています。

また、社会の変化や住民ニーズに柔軟に適應するため、前期、後期のそれぞれ3年間ごとに、第1次、第2次の実施計画を策定することとしています。



2 実施計画策定の趣旨

基本構想は、将来都市像を「未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～ 習志野」とし、この将来都市像を実現するため、次の3つの目標と3つの重点プロジェクトを掲げています。



実施計画は、基本構想の具体的な施策を表す計画である基本計画における事業の推進を図るため、3年間の事業計画として策定するものです。

後期第2次実施計画は、令和2(2020)年度から令和7(2025)年度までの6年間の計画期間とする後期基本計画における事業の推進を図るため、後期第1次実施計画の進捗を踏まえた、令和5(2023)年度～令和7(2025)年度までの3年間の計画期間とする事業計画として策定しました。

3 実施計画の方針

後期第2次実施計画の策定にあたっては、次の点に留意します。

- (1) 基本構想および後期基本計画に掲げられた施策体系に基づき、その施策の実現を目指した計画とします。
- (2) 予算事業のうち、より施策の実現に寄与する具体的な事業を掲げ、実効性のある計画とします。
- (3) 各事業の内容をわかりやすくするため、年度ごとに具体的な内容を示します。
- (4) 後期基本計画は、国のまち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期)」と一体的な計画として策定していることから、本実施計画は、総合戦略のアクションプランを包含するものとします。
- (5) 本市のSDGsの推進及びその達成に向けた具体的な方向性を定める「習志野市SDGs戦略」を兼ねるものとします。

4 実施計画を推進するにあたって

後期第2次実施計画を推進するにあたり、次の点に留意します。

- (1) 事業の実施状況については、行政評価を活用し、適切な進行管理を行います。
- (2) 関係機関および関連計画との十分な調整のもと、事業を実施します。
- (3) 今後とも、本市を取り巻く社会情勢の的確な把握に努め、計画と実際の状況との整合を図るため、必要に応じて見直しを行います。

5 成果指標と目標値について

基本構想や基本計画で示した3つの目標に向けた取り組みを進め、将来都市像を実現するためには、具体的な成果指標を掲げて、一つひとつの事業を着実に実行していくことが必要です。

後期第2次実施計画における成果指標と目標値は、後期第1次実施計画と同様に、後期基本計画における成果指標と目標値を設定しております。

6 予定事業費について

各予定事業に掲載している予定事業費のうち、令和5年度は、令和5年度当初予算額を掲載しました。また、令和6年度、令和7年度は、策定時において今後見込まれる事業費の目安として掲載しているものであり、実際の事業費については、改めて各年度の予算編成時に査定を行い、確定するものです。

今後、厳しい財政状況が見込まれることから、実施予定事業においても、事業実施の手法検討などを行い、さらなる効率化を図り、事業の着実な実行を目指します。

なお、予定事業費には人件費等の間接事業費を除く、直接事業費のみが計上されております。

習志野市 SDGs 戦略

1 戦略策定の目的

SDGs(持続可能な開発目標)は、平成 27 年9月に国連サミットにおいて、全会一致で採択されたもので、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、令和 12 年を期限とする包括的な 17 の目標(ゴール)と 169 のターゲットを設定しているものです。

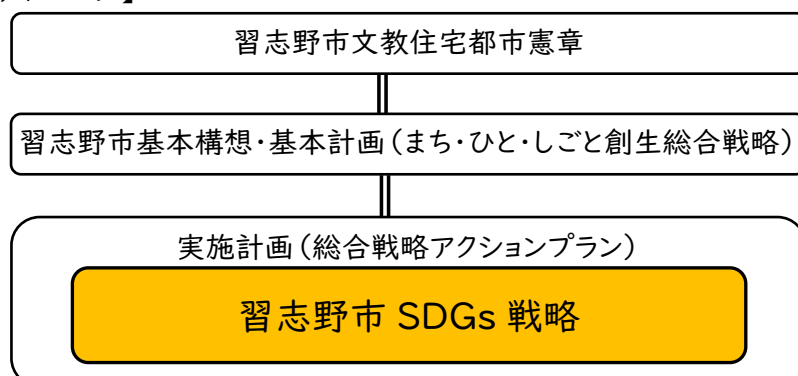
国は、SDGsで掲げる各項目の追求が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。

本戦略は、本市基本構想に掲げる将来都市像を実現するための取組をより一層推進し、市民、事業者、団体、大学等の様々なステークホルダーとの連携により、SDGs 達成を目指すことを目的として、策定するものです。

2 戦略の位置付け・期間

本戦略は、基本構想及び基本計画に基づく実施計画に包含される計画として位置付け、その期間も実施計画と同様とします。

【位置付けイメージ】



3 戦略の方針

(1) 令和12(2030)年のあるべき姿

SDGsは、国際的な目標であり、目標の達成には、達成目標である令和12(2030)年のあるべき姿を定めることが重要です。本市では、あらゆる施策が間接的・副次的に目標の達成につながると考えることから、本市の将来都市像を現行基本構想の終期である令和7(2025)年度末までのあるべき姿として位置付けます。

将来都市像 未来のために ~みんながやさしさでつながるまち~ 習志野

令和7(2025)年度後のあるべき姿は、次期基本構想を策定する中で、改めて検討します。

(2) 将来都市像を実現するための3つの目標

基本構想では、将来都市像を実現するために次の3つの目標を掲げております。これら3つの目標の達成に向けた取組と本戦略の展開により、将来都市像の実現とSDGs達成に努めます。

① 支え合い・活気あふれる「健康なまち」

② 安全・安心「快適なまち」

③ 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

(3) 達成に向けた方向性

将来都市像の実現がSDGs達成に繋がるとの考えのもと、基本構想、基本計画に基づく施策及び実施計画で定める事業の推進により、SDGsの達成を目指します。

また、SDGsの達成にあたっては、「経済」、「社会」、「環境」の3つの側面のバランスを保つことが重要であるとされています。このことから、施策等の推進にあたっては、「経済」、「社会」、「環境」の三側面の相互関連性・相乗効果を重視しつつ、統合的解決の視点を持って取り組むこととします。

(4) 達成状況の公表

毎年度実施している行政評価の公表を以て、SDGs達成に係る取組の達成状況の公表に替えるものとします。また、新たな取組の立案や修正にあたっては、公表された評価の結果を踏まえて行います。

4 戦略の推進体制

(1) 市の体制

SDGs達成にあたっては、市長を本部長とする「習志野市SDGs推進本部」において、その取組に係る企画、調整を行います。

また、本市の各分野における個別計画の策定、改定にあたっては、SDGs達成に向けた観点を取り入れ、その要素を最大限反映することとし、部局を越えた横断的な取組の推進に努めます。

(2) ステークホルダーとの連携

SDGs達成のためには、市のみならず様々な主体が課題解決に貢献することが重要です。そのため、NPOや大学等との連携及び意見交換、民間企業や市民の主体的な取組に対する支援や環境整備に努めるとともに、広範なステークホルダーによる社会貢献活動やその他のSDGs達成に向けた様々な活動とも緊密に連携を図ることとします。

(3) 啓発・広報・教育

SDGs達成に向けた取組を広範に実施するため、SDGsの全市的な認知度向上や啓発、普及のための広報活動を実施します。また、次世代を担う子どもたちに、持続可能な社会や世界の創り手となるために必要な資質・能力が育成されるよう、学校教育をはじめ、家庭、地域等の場におけるSDGs学習の機会の創出に努めます。